

根室地域における屯田兵村と神社の研究

——土族屯田としての和田兵村と太田兵村を中心——

遠藤 由紀子

一、はじめに

現在において、解決されていない領土問題のひとつに「北方領土問題」がある。平成一七年（二〇〇五）一月一八日には、水晶島にロシア正教の礼拝堂が建設されたという新聞報道がなされ、同月二一日の日露首脳会談では、共同声明が見送られるという異例の事態となった。

水晶島は、齒舞諸島に含まれる。根室半島から北東へ七キロの沖合に位置し、日本における行政区分では北海道根室市に属しているが、昭和二〇年（一九四五）九月以降、ソビエト連邦そしてロシア共和国の実効支配下にある。北方領土問題は、日本とロシアの国境線確定のため、現在も問題の解決に向けて取り組みがなされている国際問題なのである。

北方領土は、明治時代においても係争の地であった。明治一九年（一八八六）より根室地域に形成された和田兵村（現根室市）・太田兵村（現厚岸町）に屯田兵が入植をはじめた（図1）。両屯田兵村は、四四〇戸の入植があり、土族限定の募集により形成された。全道に形成された屯田兵村の分布図（図2）を概観すると、そのほとんどが道央方面にあり、根室地域のように道東方面に形成された屯田兵村は、明治政府が意図的に配置したものであったということが分かる。両屯田兵村は対ロシア防備のための最重要地域と考えられ、国防と開拓の重責を担ったのである。

筆者はこれまで、明治初期に札幌地域に形成された屯田兵村と神社の関係からみられる屯田兵の帰属意識について論じてきた^①。札幌地域には、土族限定の募集により琴似兵村・山鼻兵村・江別兵村・野幌兵村・新琴似兵村・篠路

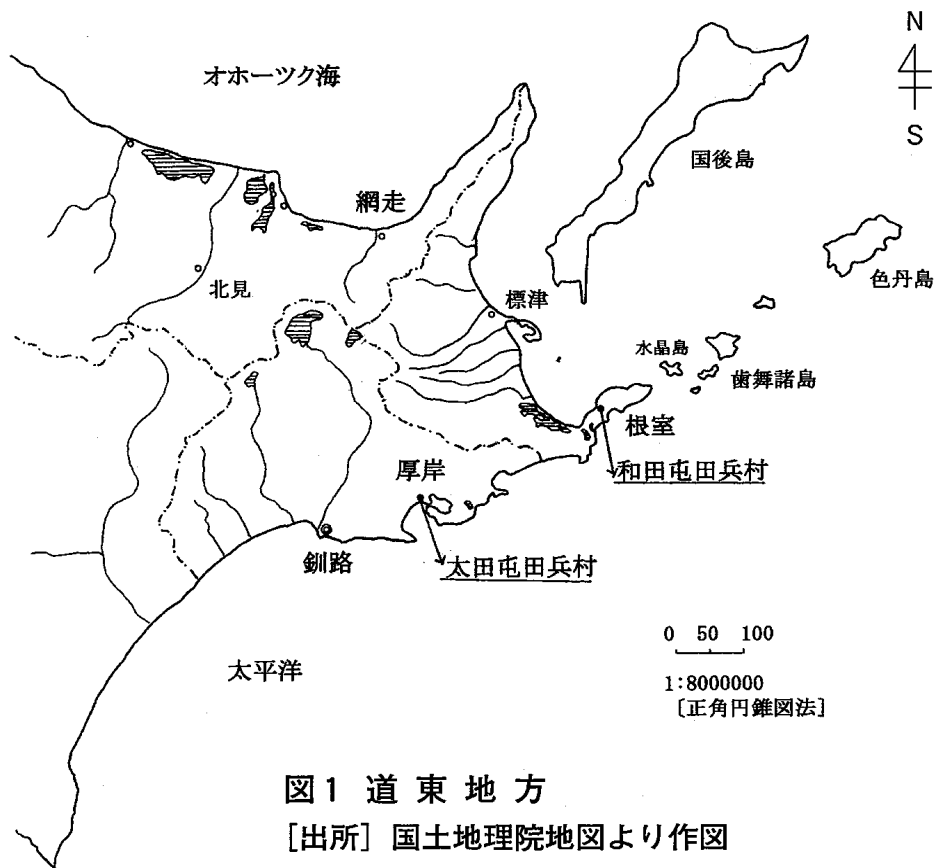


図1 道東地方
[出所] 国土地理院地図より作図

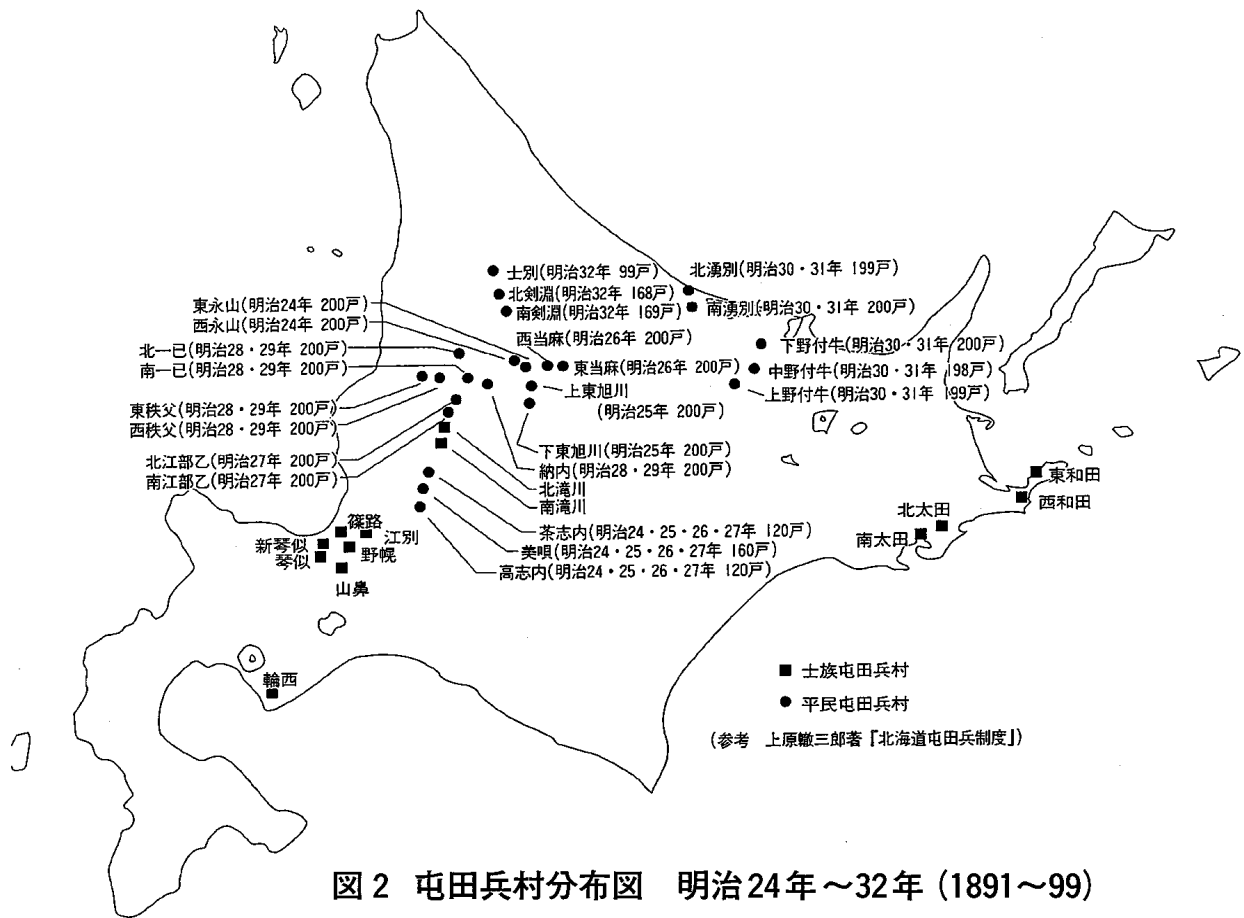


図2 屯田兵村分布図 明治24年～32年(1891～99)
[出所] 北海道開拓記念館常設展示解説書5『開けゆく大地』
北海道開拓記念館 2000年 p.13より引用

兵村の六つの屯田兵村が形成された。これらの屯田兵はほとんどが原野であった土地に入植し、開拓使の警備とともに原始林を開拓する任務を担った。当初の入植地には、学校をはじめ、神社や寺院といった宗教施設も皆無であった。その後、札幌地域に「屯田兵村を守護する神社」が一村につき一社勧請された。例えば、明治八年（一八七五）に最初の屯田兵村として成立した琴似兵村では、入植者が自発的に出身地である仙台藩及び会津藩に縁のある祭神を祀った琴似神社が鎮座した⁽²⁾。琴似神社の勧請動向から出身藩への帰属意識がみてとれるのである。

本稿の対象地域である根室地域は札幌地域とは異なり、屯田兵が入植する前にすでに先住民であるアイヌなどが存在した土地であった。明治一〇年代に入り、札幌地域への入植の成功に続き、屯田兵制度の有効性を他地域に拡げべく、根室地域が屯田創設用地の候補に挙げられた。そして、明治初期にすでに開拓民として入植していた住民からも屯田兵村誘致運動がなされ、屯田兵村が形成されることとなったのである。和田兵村・太田兵村の近隣には、近海を操業していた漁民たちが建立した神社がいくつか存在していた（金比羅神社など）が、明治政府の指導により屯田

兵幹部が発起人となり「屯田兵村を守護する神社」がそれぞれ一社ずつ勧請された。

本稿では、札幌地域の屯田兵村と神社の関係を前提に、根室地域の和田兵村と太田兵村の神社の動向を調査・比較検討し、その性格を位置づける。また、ふたつの屯田兵村における入植者の出身藩への帰属意識の有無を考察することを目的とする。その場合、特に屯田兵の出身地、離散率、神社の祭神の種類などを調査するが、そのなかでも、特に太田兵村における旧米沢藩出身の屯田兵を中心に論じる。従来の屯田兵村に関する研究は、地方史の域を出なかつたという現状があるが、本稿では、その現状を克服したく思っている。

二、「士族屯田」としての根室地域

江戸時代まで蝦夷地とされていた北海道に屯田兵村が形成されたのは、明治七年（一八七四）一〇月に士族授産の一環として「屯田兵例則」が、「兵農相兼ヌルノ制」という国防兼開拓の名目のもと制定されたことからはじまる。翌年からは、札幌地域に琴似兵村と山鼻兵村が形成され、屯田歩兵第一大隊として機能しはじめた。伊東廣は、明治

新政府が北海道に屯田兵制度を創設した理由として、「第一に外国から北方領土が侵略されたときに直ちに防衛しなければならぬこと、第二にこの領土を速やかに日本民族の植民地とすること、第三に国内に充満している戦闘能力をもっている武士階級を組織的かつ合法的な方策によつて^{ママ}検束すること⁽³⁾」をあげている。

「屯田兵例則」が制定された背景として、士族、特に東北地方出身の士族がどのような立場に置かれていたのかを確認しておきたい。明治二年（一八六九）に版籍奉還が行われた。しかし、引き続き華族や士族には秩禄が与えられており、その支給は政府にとつて大きな負担となっていた。明治六年（一八七三）、徴兵令が施行される。この国民皆兵制の採用は旧武士団の支配階級としての存在価値をますます失わせる結果となった。同年、秩禄負担解消のため政府は、家禄奉還の希望者を募つたが、応募者は少なかった。政府は、明治九年（一八七六）に封建的禄制を廃し、国庫負担を軽減するために金禄公債証書発行条例の公布を企図する。木戸孝允が反対意見を提出したが、結局は施行され、有禄者に公債を一時に交付し、華族・士族の禄制を全廃する秩禄処分が行なわれた。⁽⁵⁾

この間、多額の公債を交付された華族や上級士族はそれを投資して経済的な安定をえたが、官吏や教員などについて一部の者を除いて、大部分の下級武士には生活の困窮化をもたらした。この頃、近代国家になつたといつても、国内産業さえ発達しておらず、一大失業群の士族に職を与え、生活を安定させることは、政情の安定の上からも明治政府の重要問題の一つであつた。そのため、職を失つた士族を対象として明治政府の士族授産事業が本格化することとなる。

そのなかでも、明治政府が北海道開拓を重視したことについて、榎本守恵は「岩倉具視が一時奥羽降伏人・脱籍人を蝦夷地移民に考えたことは、旧藩領を崩壊させる絶対主義権力を意味している」と推測している。⁽⁶⁾ここに奥羽降伏人と示されているのは、戊辰戦争で新政府軍に対抗した旧会津藩士や旧仙台藩士をはじめとした奥羽越列藩同盟に参加した東北地方出身の士族のことである。蝦夷地に移住させることは、東北地方の士族を明治という国家のなかにいち早く組み入れる処遇であつたのではないか。現に、札幌地域の屯田兵村形成初期の事例にあたる琴似兵村と山鼻兵村は東北地方出身者のみで構成されていた。

明治政府は、士族授産という制度設置の目的のために原則として屯田兵の募集資格を「士族」とした。これを「士族屯田」と呼ぶ。明治一五年（一八八二）の開拓使廃止後、屯田兵の管轄は陸軍省へ移管されたが、それ以降の屯田兵募集についての府県への通達も士族籍に限定されていた。

しかしながら、明治二三年（一八九〇）には、その資格条件を撤廃し、平民籍の屯田兵の募集を開始した。⁷⁾これ以降に形成された屯田兵村を「平民屯田」と呼ぶ。本稿で調査地域とした根室地域における屯田兵村は、明治二三年（一八九〇）以前に形成されたので、「士族屯田」となる。

ここで、根室地域に屯田兵村が形成された背景を探るため、江戸中期から明治初期における北方領土と根室の歴史についてふれておく。「日本」による北方領土統治は、一八世紀がその端緒となる。寛政一〇年（一七九八）、江戸幕府は択捉島に近藤重蔵らを派遣し、「大日本恵登呂府」と書いた標柱を建立させ幕府の直轄地とした。その後、高田屋嘉兵衛が択捉島に一七箇所の漁場を開いた。文化八年（一八一二）には、国後島に立ち寄ったロシアのゴローニン船長が南部藩に捕らえられた。翌年、高田屋嘉兵衛がロシア船に捕らえられ、このふたつの事件が契機となり、文

化一〇年（一八一三）に日口間で国境を定める交渉が始まった。これにより、安政元年（一八五五）に日魯和親条約が結ばれ、択捉島と得撫島の間を国境と定め、樺太は両国雑居と定められた。

明治維新を迎え、明治二年（一八六九）に蝦夷地は北海道と改称された。明治八年（一八七五）にロシアの南下に対して、それまでロシア領であった得撫島以北の一八島を譲り受け、樺太をロシアに譲渡するという樺太千島交換条約が締結された。それに伴い、明治二三年（一八八〇）に、色丹島・国後島・択捉島に村役場が置かれた。開拓使が廃止されたあと、明治一五年（一八八二）から四年間、北海道は三県時代を迎えていた。札幌県・函館県とともに「根室県」が置かれ、明治政府は道東方面の開拓に本腰を入れはじめた。そして、明治二〇年代になるにつれ、千島列島では産業として漁業が中心となり、国後島・択捉島両島にも交通網が敷かれ、駅逓・郵便局が整備され、北方四島は徐々に人口が増加していった。これに対し、根室地域の周辺には、「移住士族取扱規則」により鳥取県士族が明治一七年～一八年（一八八四～一八八五）に一〇五戸、路川右岸の開拓地に移住したが、未だ原始林が拡がり、耕地は少

ない状況であった。根室地域には、明治十九年（一八八六）から屯田兵が入植を開始したが、これらの歴史的背景をみると道東方面の警備と開拓のために形成された屯田兵村であると確認できる。それでは、これより和田兵村と太田兵村のくわしい来歴と屯田兵の出身地を示す。

三、和田兵村と太田兵村の来歴と出身地

明治一〇年代の根室は、北海道根室県庁の所在地として根室郡に属し、すでに市街地を形成していた。市内は本町、花咲町、梅ヶ枝町を中心に十七の町名に区割りされ、郡内の郊外西側一帯を根室村、東側を根室別と称していた。市街地の戸数一三八九戸、人口五五四〇人（明治十九年二月調）を数え、漁業が全盛であったため、道東はもとより道内でも有数の繁華の地であった。⁹⁾

明治一七年（一八八四）六月に根室郡に屯田兵設置が許可され、屯田兵村地として根室市街地から南西四キロ先の区画が割り当てられ、東と西に二二〇戸ずつの屯田兵屋の建設がはじまった。当時、根室郡長であった和田正苗が屯田歩兵少佐に任ぜられ、大隊長として就任したために、この屯田兵村は和田と名付けられた。¹⁰⁾

和田兵村跡地に残る「屯田兵碑」には、「屯田兵第二大隊之設実始於明治十九年六月初募之於鳥取福井石川新潟山形秋田青森七県之士志士乃奮然而応挙家而来以創始地和田村者二百二十戸是称第一中隊也」とある。題字は陸軍少将永山武四郎が書いている。この碑が示すように、明治十九年（一八八六）六月に根室に屯田兵が入植した。鳥取・福井・石川・新潟・山形・秋田・青森出身の士族であり、二二〇戸の入植があった。これが、屯田歩兵第二大隊第一中隊となった。明治二十一年（一八八八）五月には鳥取・広島・福岡の一二〇戸が入植、明治二十二年（一八八九）七月には二府七県一〇〇戸が入植し、計二二〇戸が屯田歩兵第二大隊第二中隊となった。前者を東和田兵村、後者を西和田兵村と呼称している。屯田兵入植図をみると、第一中隊と第二中隊の中間北側に本部があり、学校や役場、そして神社が併設されたのがわかる。

入植者の出身地をくわしく示すと、表1の①のようになる。東和田兵村には、幕末期に奥羽越列藩同盟へ参加した東北・越後地方四県からの入植がみられる。新潟県の出身者が五三戸とまとまっているが、青森県・山形県・秋田県の出身者は二〇〜三〇戸であった。出身地では、福岡県の

表1 和田兵村・太田兵村における入植者の出身地

①和田兵村				②太田兵村			
東和田兵村		西和田兵村		北太田兵村		南太田兵村	
出身地	戸数	出身地	戸数	出身地	戸数	出身地	戸数
青森	20	石川	32	山形	89	山形	11
山形	22	愛知	8	新潟	74	宮城	12
秋田	34	滋賀	3	石川	57	兵庫	13
新潟	53	鳥取	79			石川	48
石川	39	東京	1			福井	79
福井	49	三重	1			山口	37
鳥取	3	京都	1			和歌山	20
		広島	16	計	220	計	220
		福岡	78				
		静岡	1				
計	220	計	220				

〔出所〕小林博明監『屯田兵名簿』北海道屯田倶楽部 2003年、115～132頁より作成

四九戸が新潟県に次ぎ二番目に多い。西和田兵村は、東北・越後地方出身者はおらず、西国地方出身者が中心となって構成されている。鳥取県七九戸、福岡県七八戸の入植が異彩を放つ。その他は石川県三二戸、広島県一六戸の入植以外はそれぞれ数戸に留まっている。

さて、厚岸には、『太田紋助日誌』（北海道大学附属図書館所蔵）が伝わっている。太田紋助は、父が厚岸請負人であった山田文右衛門の番人、母がアイヌのシラリコトムであるという説と、青森の殿様の子どもであったが家督相続の犠牲となり、毒殺の難を逃れるために家老が漁師に頼み込み、厚岸落ちしたという説^①があり、正確な素性は不明である。この日誌には、明治一〇年代以降の開拓使根室支庁や厚岸郡長とのやり取りが記載されており、厚岸の様相を探る貴重な史料である。この史料によると、厚岸における屯田兵村の形成は、太田紋助が尾幌・厚岸・アトラヌプリ（摩周岳）を現地踏破、歩幅による地図を作成し、国防上重要な地として厚岸を屯田当局に上申したことからはじまる。厚岸は、天然の港である厚岸港の警備を目的とし、外敵に対してすぐに出兵できる良地であるとして選定された。そして、明治二三年（一八九〇）に屯田兵が入植を開始し

た。この屯田兵村の名は、厚岸地方の進展に功績のあった太田紋助の姓から太田と名付けられた。^⑫しかしながら、太田紋助は明治二五年（一八九二）に死去しており、機能しはじめた時期の太田兵村の記録は残していない。そのため、太田兵村は、明治二三年（一八九〇）三月に開村したが、移住の開始がいつであったかも不明である。

太田兵村では北と南に二二〇戸ずつの入植が完了した。先に挙げた和田兵村は、第二大隊第一中隊・第二中隊としての編成であったが、太田兵村が形成されると、新たに根室地域が第四大隊として機能するように再編成された。つまり、第四大隊は和田兵村が第一中隊（東和田兵村）・第二中隊（西和田兵村）、太田兵村が第三中隊（北太田兵村）・第四中隊（南太田兵村）として構成された。

太田兵村の入植者の出身地をみると、表1の②のごとくなる。北太田兵村は三県のみ入植者（山形県八九戸、新潟県七四戸、石川県五七戸）で構成された。南太田兵村は七県の入植者で構成され、なかでも福井県が七九戸という多くの入植者を出したが、石川県四八戸、山口県三七戸の次は和歌山県二〇戸となり、あとは数戸の入植であった。ふたつの屯田兵村の入植者を奥羽越列藩同盟に参加した

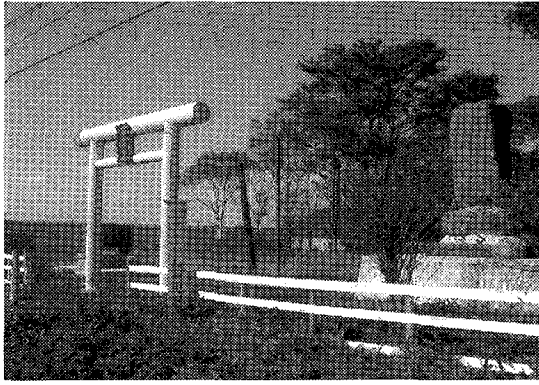
県に注目して見てみると、四四〇戸中、和田兵村は一二九戸で全体の二九・三％、太田兵村は一八六戸で全体の四二・三％である。募集の時期により、無作為に割り当てられた入植地と入植者であるが、無作為であるがゆえ、屯田兵村のその後の藩への帰属意識に関する入植者の動向は、大きく異なることになる。それでは、その様相を神社の動向に関連して考察していく。

四、和田兵村と太田兵村における官制神社

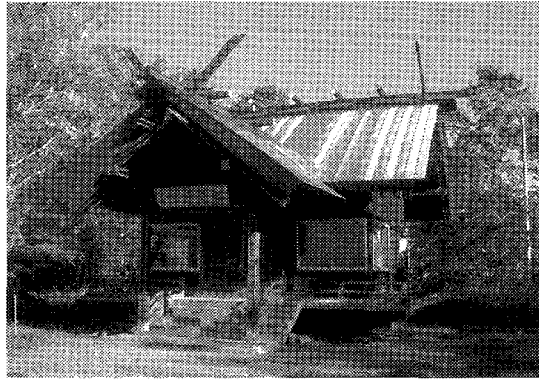
屯田兵幹部が発起人となり勧請した神社として、和田兵村には明治一九年（一八八五）に和田神社が鎮座した。また、太田兵村には明治二四年（一八九一）に豊受神社が鎮座した（写真1）。それらの由来は、以下の通りである。

和田兵村の和田神社について、同時代に書かれた神社に関する記録は伝わっていない。現在において宮司は駐在しておらず、国道一四二号線沿いの酪農地の狭間に鎮座している。和田神社一帯の住民は、ほとんどが酪農で生計をたてており、かつての屯田兵村跡地の面影はない。『北海道神社庁誌』による和田神社の記録では、明治一九年（一八八六）六月に屯田兵村の創設に当り祠宇を建立し、八幡大

写真1 旧屯田兵村跡地に残る神社の現状である。



和田神社



豊受神社

神を祭神とする八幡神社が建てられたのははじまりとされている⁽¹³⁾。祭典は第一中隊、第二中隊それぞれの移住の日を記念して別々に挙行していたが、明治二九年（一八九五）には、両中隊協議の上、神社の祭日を以て全村の祭礼をなすことに決定した。明治三二年（一八九八）四月には、神社創立願を北海道庁宛に提出し、同年一〇月には社号公称の認可をうけ社名を「和田神社」と改めた⁽¹⁴⁾。昭和一〇年（一九三五）に村社に列された。

現在の祭神は、『北海道神社明細帳』によると、天照大神・豊受大神・八幡大神である。天照大神と豊受大神がいつ祭

神となったかについては、記録は伝わっていない。北海道の神社、または内地の神社が神社創立願を政府に提出するにあたり、主祭神を天照大神と変更して認可を受ける例は散見されるが、和田神社も明治三二年（一八九八）に神社創立願を提出する際に、変更したかどうかは定かではない。

太田兵村の豊受神社は、国道一四号線沿いにある報国寺近くに鎮座し、現在宮司は駐在していない。昭和一四年（一九三九）に現在地に移築された。『北海道神社庁誌』によると、当時の第三中隊長岩淵繁隆、第四中隊長門田見陳秀の両名及び村内有志らが発起人となり、明治二四年（一八九一）七月に遥拝所を建設し、太田屯田兵村民の氏神として豊受大神を勧請したことからはじまる⁽¹⁵⁾。この遥拝所は伊勢神宮の方角に向けてつくられたという。明治二六年（一八九三）には社号公称許可を提出し、明治三〇年（一八九七）に許可を得て、無格社「豊受神社」となった。明治三七年（一九〇四）には鳥居が建てられた⁽¹⁶⁾。祭神は、『北海道神社明細帳』によると豊受大神が主祭神である。

両屯田兵村の「屯田兵村を守護する神社」は、屯田兵幹部が要請してつくられた祠・遥拝所からはじまる。そして、これらは、明治三〇年代に「神社」としての創立認可を受

けたことになる。これ以前、明治元年（一八六八）に神仏分離令（神仏判然令）が出されていた。そして、明治四年（一八七一）五月の布告により神社はすべて「国家の祭祀」とされ、国の管理下に置かれた。その根本には西洋文明を導入し、近代国家を形成しようとする政策意図があったとされる。明治維新を、日本の国家原理が天皇中心であった古代律令体制の復興と位置付けたのである。⁽¹⁷⁾そして、根室地域に入植した屯田兵たちは日清・日露戦争に動員されている。ちょうど、国家意識が高揚した時期である明治三〇年代に、蝦夷地であった北海道において神社の認可が行われたことに、近代国家を形づくる天皇制統一国家の成立が窺える。それまで藩に属していた藩士たちは、国家の一員としての意識を高めさせられていったのである。

また、「屯田兵村を守護する神社」について、他地域の屯田兵村に鎮座している神社にはほとんど天照大神が祀られている。特記すべきことは、和田神社には前身である八幡大神とともにのちに天照大神が祀られたが、豊受神社では豊受大神のみが祭神であり、天照大神が合祀されなかつたことである。加えて、和田神社にも太田兵村と同じく豊受大神が合祀されている。道内の「屯田兵村を守護する神

社」を概観しても、近隣の屯田兵村に出身藩とは関係がなく、同じ祭神が祀られた神社が鎮座しているのは珍しいことである。

豊受神社の祭神である「豊受大神」は『古事記』によると、豊宇氣毘売神とされている。気とは食・饌で、食物のことをいい、天照大神のお召し上がりになる大御饌の守護神であり、また私達の営むすべての産業を守る神である⁽¹⁸⁾という。つまり、神々にたてまつる食物を司ることから、広く農業の神として崇められているのが「豊受大神」ということになる。

屯田兵の任務は国防と開拓である。根室地域は、開拓よりも国防が最大の要務として選定された土地であった。開拓については、「釧路太田村、根室和田村ニ於テハ土地ノ撰定ヲ誤リタル結果ニシテ其當局者ガ或ハ又眞ニ信ジテカ根室地方ハ農耕適地ナルコトヲ連リニ説キ以テ屯田兵設置ヲ請求シ遂ニ之レガ設置ヲ見ルニ至リシト云フ。……屯田兵ヲ設ケテ之ニ農耕ヲナサシムルモ盛ニ襲ヒ来ル濃霧ノタメ到底農作物ノ收穫ヲ拳グル能ザル、初メテ適地ナラザルヲ知レリト云フ。……農耕適地ニアラズ兵員ハ給与期満ツルヤ直チニ其食料窮スルニ至リ意志ノ強固ナラザル輩

ハ忽チニ其地ヲ見棄テテ逃亡スルニ至リタル。」⁽¹⁹⁾という記述がある。確かに、入植年から三年間の現役時代が終わり、四年間の予備役時代に入ると官給品も支給されなくなり、年を重ねるにつれて村を離村する屯田兵が相次いだ。

東和田兵村では、明治三二年（一八九九）に一八戸、明治三三年（一九〇〇）に二七戸と、明治三四年（一九〇一）に一九戸、西和田兵村では明治三〇年代に二九戸、計九三戸の失踪や逃亡⁽²⁰⁾があり、全体の二〇%以上が離散したのが現状であった。太田兵村については、日露戦争前、現役時代が終わってまもない時期である明治二九〜三五年（一八九六〜一九〇二）の戸数調査⁽²¹⁾をみると、すでに二九戸が逃亡や出稼ぎをしていたという記録が残る。収穫高をみても、例えば西和田兵村の一戸平均収穫量は、明治二〇年〜明治二二年（一八八七〜一八八八）に形成された札幌地域の新琴似兵村一戸平均収穫量の四分の一にも満たなかった⁽²²⁾。

昭和一三年（一九三八）に書かれた『和田村誌』には、和田兵村について、日露戦争後に「比の兵村を去るものが続出しました。他町村に移転して有利の職業を求めましたが多くは官途につき進出の途を講ぜられた様であります。残るものは牧畜をはじめました。此の土地は全く農作では

一家の生活経営が困難でありますので、去って晩年の計を樹て子孫伸展の途を講ぜらるるは止むを得ないことであります⁽²³⁾。」と書かれている。屯田兵の離散が相次いでいること、国防とともに今ひとつの任務である開拓の側面から見た場合、耕作に適さない屯田兵村であったということが読み取れる。

また、昭和三〇年（一九五五）になされた「和田屯田を語る」座談会での記録では、明治一九年（一八八六）に石川より入植した能勢文次郎が「こんな価値のないところだとは思ってもみなかった。もっとも根室と厚岸だけだけれども。室蘭⁽²⁴⁾にも悪い土地に移住した屯田兵もあったが、後に皆移転をした。こんな気候も土地も悪い所は根室の和田村と厚岸の太田村だけで、他はすべて米がとれるのだから⁽²⁵⁾」と語っている。

農耕に全く適さない土地に「豊受大神」という農業神が祀られていることは皮肉である。耕地を広げ豊かな農作物を収穫することは、残留した屯田兵の切なる思いであった。他地域の屯田兵村では、天皇制統一国家としての表れとして伊勢神宮の内宮の「天照大神」を「意識的」に祀っていたが、根室地域の屯田兵村では伊勢神宮の外宮の「豊受

大神」を祀っていた。これは、意図的であったのかどうか、祭神を選択した理由が書かれている古文書が残されていないため、確証できないが、ふたつの屯田兵村の入植者は、農業神を祀るこれらの神社の例祭に参加し敬っていたことは事実である。明治三〇年代、和田兵村・太田兵村に居住し生計を立てようとする屯田兵は貧窮しており、明日をも知れぬ状況であり、離散が相次いだ。もとは屯田兵幹部が勧請した神社といえども、ふたつの神社は残った屯田兵たちにとってのムラの鎮守のカミ⁽²⁶⁾として、言い換えれば屯田兵村を守護する神社として機能していった。

根室地域における神社の勧請動向には、帰属意識をもつかつての出身藩にこだわる士族の動きは見らなかつた。国家の事業に携わる一員としての意識が強かつたと推察したい。それは、出身地をみても、日本各地から集められた士族で形成された村であり、故郷に帰属する意識よりも、新天地に居住する入植者になったという意識が強かつた。以上が、根室地域の屯田兵を「全体的」にみた状況である。

しかしながら、根室地域の「一部」の屯田兵には異なつた動向もあつた。それは、太田兵村では官制の神社とは別に、一部の屯田兵たちによって出身藩にまつわる神社を勧

請した記録が残っているのである。和田兵村には、一七府県からという実に多様な出身の入植者があつた。一方、太田兵村はというと、九県からの入植者があり、和田兵村より同じ地域出身の入植者が多かつた。その同じ地域出身が多かつた屯田兵とは、奥羽越列藩同盟に参加した東北・越後地方出身の屯田兵のことである。その動向を探るために次により詳しく見ていきたい。

五、旧米沢藩士と上杉神社

太田兵村に入植した屯田兵について、前掲した表1からその出身者の構成がわかる。そのなかで、山形県からは計一〇〇戸の入植者があつた。山形県出身者と一口にいっても、現在の「山形県」に相当する地域は米沢藩・新庄藩・上山藩・天童藩・庄内藩・松山藩・山形藩・長瀨藩及び幕領、他藩の飛び地があつて複雑であつた。廃藩置県が行われ、明治四年（一八七一）には七県体制となつたが、その後もくりかえし統合・再編成が行なわれた。そして明治九年（一八七六）に、現在の「山形県」が形づくられた。⁽²⁷⁾

太田兵村の屯田兵について、「官制組織の班とは別に、出身藩ごとに親睦組織をつくり、定期的に会合を開いてい

た。その多くは金融による相互扶助を目的に設立されたものであったが、旧藩主に対する敬慕を表す社祠や石碑を建てることもあった。旧米沢藩士の米沢会（上杉神社）、旧新庄藩士の新庄会（戸沢神社Ⅱ石碑）、旧高田藩士の高田会、旧大聖寺藩士の江沼会などが知られ、それぞれの会員の持ち回りで会費を担当していた⁽²⁸⁾と伝えられている。

親睦組織のうち、旧米沢藩士が「上杉神社」、旧新庄藩士が「戸沢神社」というふうには、精神的支柱として鎮守のカミを屯田兵村地に持ち込んだ。また、上記の高嶋論文には、旧高田藩士に関して鎮守のカミとしての神社を勧請したという記述はみられないが、旧高田藩士は藩祖である徳川家康の六男松平忠輝（のちに榊原康政と改名）を祀った「榊神社」を精神的支柱としていた。勧請した経緯が書かれなかったのは、高田会の存在自体を新潟県上越市に鎮座している榊神社本殿と直結したものと屯田兵たちが見なし⁽²⁹⁾ていたため、屯田兵村には分社を建てなかったからである。新庄会を組織した旧新庄藩士は三三戸入植しており、高嶋論文には「戸沢神社Ⅱ石碑」⁽³⁰⁾と書かれている。これは、社殿は造らず石碑を建てそれを精神的支柱としていたためである。新庄藩への帰属ともとれる石碑という形の戸沢神

社では、旧新庄藩士の鎮守のカミとして、明治四〇年代まで毎年祭礼が行われていた⁽³¹⁾。しかしながら、旧新庄藩士は二〜三戸しか残留しなかった。現在は、この石碑だけが残る。

米沢会を組織した旧米沢藩士は上杉神社を勧請したが、現在の太田兵村跡地を概観すると、上杉神社の社殿や拝殿などの建造物が見当たらない。ゆえに、その理由を説明するために、旧米沢藩士と上杉神社についての動向を探っていく。

米沢藩は、仙台藩とともに奥羽越列藩同盟の立役者であった。慶応四年（一八六八）五月にはじまる北越戦争では、新政府軍に敗れ多数の戦死者を出している。これを機に米沢藩は降伏の使者を総督府に派遣し、一転して新政府軍として会津征討に参加した⁽³²⁾。屯田兵として太田兵村に入植した旧米沢藩士のうち柿崎家善の父家教は、「会津藩降伏人頭取」となり、明治三年（一八七〇）の藩政改革で「一ノ大隊第三大隊」の指揮を命じられるという経歴を持つている。米沢藩は戊辰戦争で旧幕府軍側についたものの敗北し、会津戦争では新政府軍に味方した。それは、時世の流れに逆らえない行動であった。戊辰戦争終結後には藩の取り潰

しは免れたものの、はじめから新政府軍には味方しなかつたため藩主上杉齊憲の隠居と四万石の減封という処分を受けている。

太田屯田兵村における屯田兵入植者名簿³⁴には、屯田兵の出身住所についてくわしく記載されている。それによると、山形県の出身者一〇〇戸のうち、旧米沢藩出身者は北太田兵村に入植した五七戸である。南太田兵村に入植した一一戸の山形県からの入植者はみな旧新庄藩出身者である。北太田兵村だけをみると、山形県の出身者の全体戸数八九戸のうち、約六四%が旧米沢藩士ということになる。

米沢の地は、現在の山形県の東南部に位置し、戦国時代には伊達氏の本拠地であった。そののち、蒲生氏の支配を経て上杉氏の所領となった。米沢藩初代藩主上杉景勝は上杉謙信の姉と長尾正景の次男であった。そのため、叔父である謙信の後継者となった。謙信の死後、関が原の戦いで徳川家康に敵対したため、慶長六年（一六〇一）にそれまでの一二〇万石から三〇万石に減封され、居城が会津から米沢の地へ移され、米沢藩が成立した。

上杉謙信を祀る「上杉神社」の経緯は以下の通りである。天正六年（一五七八）に越後春日山城で亡くなった謙信の

遺骸は、景勝の移封に伴い米沢の地へ移された。米沢藩では初代藩主の養父である上杉謙信を藩祖と仰ぎ、慶長一七年（一六一二）に祠堂を造営し、善光寺如来尊・毘沙門天とともに安置した。江戸時代には、仏式で祀られていた。そののち、明治維新を迎え神式に改められ、明治五年（一八七五）に上杉神社の神号が許され、同九年（一八七九）に米沢城本丸跡に社殿が造営された³⁵。

つまり、「上杉神社」という形は、明治になって整ったものである。言い換えれば、近世には上杉神社にお参りする米沢藩士の姿はなかったということになるが、形は異なるものの米沢藩士が江戸時代から幕末期に至るまで藩祖である上杉謙信を崇拜し精神的支柱としていたことは確かである。それは、米沢藩そのものに対しての帰属意識、そして忠誠心の表れであった。それでは、明治期を生きた旧米沢藩士はどうであろう。彼らは、太田兵村の屯田兵として明治二三年（一八八三）という明治維新より二〇年近く経ってからの入植であったが、新天地に藩祖を祀る上杉神社を勧請したのである。その経緯を考察していく。

旧米沢藩士は、移住当初「米沢貯金会」と称する無尽をつくっていたが、この会において上杉家を顕彰する神社建

立の気運が盛り上がり、この議論の過程で米沢会が結成された。入植年の翌年である明治二四年（一八九一）には、参列者一五〇名が米沢上杉神社に向かつて、第一回遥拝式が行われた。³⁶ 太田屯田兵村に入植した本庄孝長³⁷による『孝長日誌』（北海道立文書館所蔵）の明治二五年（一八九二）五月一日の日記に第二回遥拝式について次のような記述がみられる。

一、午前十一時□上杉神社遥拝式執行。但し神武天皇遥拝場ニテ。但シ御備物費トシ、各自金壹銭ツ、持参。酒肴ハ同断。

第二回遥拝式は、神武天皇遥拝場で行われたとあるが、これは近隣に鎮座する厚岸神社の前身である。また、社殿や境内などの形式は整っていないながら、新天地で藩祖を仰いだ行動は、旧米沢藩からの入植者には帰属意識が存在したことを示すものとみたい。その後も、日清戦争への従軍のため、東京待機中の際に、上杉家当主憲章邸（本郷元町）にある上杉神社に、出征した旧米沢藩士が全員で参拝している。太田兵村へ帰還する際にも、本庄孝長が再び上

杉邸を訪れ、「武尊公御尊影」「鷹山公御真筆」を拝領し、ただちに会員の寄附を募り、社殿の造営に取りかかった³⁸という。

太田屯田開拓記念館には、上杉神社に関わる古文書が多く残されている。『屯田百年史』などのような地域史に、一部紹介されているものは、古文書の内容全体について本稿で改めて検討してみたい。

上杉神社は、正式には「上杉神社太田村分社」といい、明治二八年（一八九五）の創立とされている。同年七月一日に書かれた『上杉神社新築二付工事見込帳』、『上杉神社新築二付各位□席帳』（太田屯田開拓記念館所蔵、以下に挙げる史料もすべて太田屯田開拓記念館所蔵の古文書である）が残る。寄附金の顛末については、『明治廿八年十二月臨時祭典収支決算□ 明治廿九年十二月調 上杉神社建築費 神具 臨時祭典費 収支決算書』（以下、『上杉神社創立収支決算書』と略す）に記されている。

上杉神社創立収支決算書

収入部

一金百六円七拾九銭八厘

内譯

金 百五円八拾錢 総寄附額

金 九拾九錢八厘 有馬會組合會ヨリ一時借受金

支出ノ部

一金百六円七拾九錢八厘

内譯

金 七拾貳圓貳拾五錢八厘日人百四十八人

金 貳拾九円六拾錢 證書支拂

金 四円九拾四錢 未徴収ノ分

右ノ通り相違無之候也

明治廿九年十二月 有馬會厚岸組合會

上杉神社創立支出金明細書

一金 四拾貳円六拾五錢五厘 建築費

一金 拾壹円五拾五錢 神具備附代

一金 拾七円五拾壹錢三厘 臨時祭典費

一金 五拾四錢 雜費

『上杉神社創立収支決算書』から、一〇六円七九錢八厘

の寄附があつたことが窺える。この額は、当時の屯田兵村の収入から考えても相当のものである。寄附金によつて社殿が築造され、上杉神社は遥拝所のみではなく、形ある「神社」の様相を整えた。明治二九年（一八九六）に世話人によつて書かれた『上杉神社例祭記録』にも寄附金や寄附人（四三名記載）が記録されており、明治三〇年（一八九七）から明治四四年（一九一一）までに至るまで『維持金并ニ祭典費収入元帳出納簿』が残されていることから、毎年寄附金が集められたことが分かる。毎年の寄附金の収支をみても、上杉神社は旧米沢藩士にとつての精神的支柱となつていたことが分かる。

しかしながら、前述の通り、太田兵村の離散率が高い。それは、旧米沢藩士にもいえることであつた。現役時代から予備役時代、さらに明治末期から大正期にかけての旧米沢藩士だけの離散状況の記録について書いた史料は残っていない。その記録が表れるのは以下に挙げる昭和一五年（一九四〇）二月に書かれた『上杉神社決議録規約改正』のみである。

上杉神社太田村分社ハ明治二十八年ノ創立ニシテ旧米

沢藩人五拾七名ヲ以テ經營シタリ以來生活ノ關係時勢ノ變換ニ俛ヘ本村ヲ退去スル人續出シ殘ルハ僅カ拾壹名ニ過キズ斯クモ小數ノ人員ニテハ到底維持困難ヲ來シ解散説ヲ拳タル声高クナルノ止ムナキ状態ニ立至レリ。

去ル昭和拾壹年五月柿崎仁一郎氏宅ニ於テ臨時總會ヲ開キ協議ノ結果、本庄秀長ニ任務一任スル事ニ決定シ以後昭和拾四年迄同人祭典ヲ執行ス。

社殿ハ目下他藩人ノ所有地内ニアリ本庄ヨリ神社迄距離二三町余ニシテ保護管理上不少不便ノ為本庄所有地内ニ社殿ノ移轉ヲ申出是ニ後日ノ為臨時總會ヲ開キ協

議ス。

^(持カ)維持 昭和拾五年二月三日本庄宅ニ於テ

當日出席者人名

柿崎仁一郎

内山重吾

山田精吉

鈴木力吉、本庄秀長

代人 柿崎榮次郎、山吉貢、矢寫昌雄

代人 本庄、丸山利義、須崎一馬、

この文書には、五七戸入植した旧米沢藩士が、相次ぐ離

散で、昭和一五年（一九四〇）には一一戸しか残っていないことが記録されている。総会は「昭和一一年に神社の任務を本庄秀長氏（孝長の子）に一任したが、神社が他の藩士の所有地のなかにあり、また本庄邸からも遠く保護管理が不便なため、移転させたい」という議案であった。議案についての結末は、以下に記す。議案の中心である神社移転は見送られたが、維持規約を改正したことが書かれている。

議案

一 社殿移轉問題

決議

一 現場維持ニ決定ス

維持方法左之通

一 維持金壹千円目標ニ達成積立スル事

一 昭和拾五年ヨリ毎年一名金五円宛願出事

一 篤志家ヨリ寄附ヲ受ケルモ差支ナシ

一 祭典費ハ一年壹円五拾錢ト定メ一重持参ノ事

一 神官ノ初穂ハ金貳円ト定ム

一 社殿内外ノ修繕費ハ各自支辨ノ事

一 相談役ハ従前ノ通り交互ニスル事

一 社務総代二本庄秀長ヲ互撰ス

一 相談役ハ佐藤忠一山吉貢ニ決ス

右決議ス

昭和十五年二月三日

本庄秀長 佐藤忠一 山吉 貢

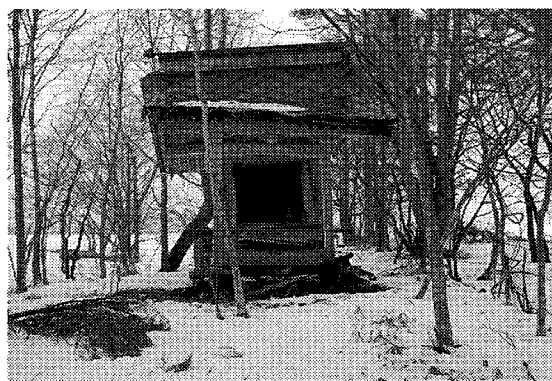
丸山利義 鈴木力吉 須崎一馬

矢寫昌雄 万代重次郎 内山重吉

この総会により、上記の内容を盛り込んだ「上杉神社維持規約改正」が第一条、第一一条にわたり行われた。このあと、規約に則り、戦時中も例祭は執り行われていたが、昭和二〇年（一九四五）の神社祭典用具盗難事件のあと、昭和二七年（一九五二）に本庄氏が亡くなったため御神体を柿崎氏が預かることとなる。このあとも、離散するものが続出し、社殿維持に困難を来たし、昭和四四年（一九六九）の例祭の記録まであるが、それ以降は途絶えてしまった。昭和五七年（一九八二）に一部の旧米沢藩士子孫の有志により例祭が復活したが、翌年には御神体と書類を本庄光雄氏が預かる形となった。上杉神社は、社殿だけが旧屯田兵村地に残り、次第に老朽化していった。そして、平成元年

写真 2

平成元年3月29日に解体する直前の上杉神社



(本庄良子氏撮影)

(一九八九)に社殿も解体され、御神体だけが残ったという経緯をもつ(写真2)。現在、上杉神社の御神体は、太田屯田開拓記念館に移されている。

太田兵村内の旧米沢藩出身者において精神的支柱としていた上杉神社は、境内地や社殿という形を現代に残す事ができなかつた。上杉神社の御神体は、現在も毎年行われている例祭以外のときは、太田屯田開拓記念館に鎮座することとなった。これらの旧米沢藩士と上杉神社に関する動向は、太田兵村の顛末をも比喩していると推察できる。太田兵村における旧米沢藩士と上杉神社は、離散するものが多

かった太田兵村の姿をそのままに伝えているのである。

しかしながら、明治期において根室地域に入植した屯田兵で、旧新庄藩士、旧高田藩士、旧米沢藩士という奥羽越列藩同盟に参加した藩のみが、故郷の藩を偲ぶ神社を勧請したことは、札幌地域に入植した旧会津藩士が藩に帰属意識を有していたのと同様に、東北地方出身士族に共通してみられる動向であったことが明確になった。

本稿では、根室地域における屯田兵村を分析したが、旧米沢藩士に関しては、第一点に官制神社の他に出身藩の上杉神社を社殿などの形ある神社として勧請したこと、第二点に勧請した神社を維持できなかったということが分かった。維持できなかったということは、根室地域にだけみられる特徴であった。

六、おわりに

本稿で、和田兵村と太田兵村における神社の動向を比較してきた。これらを総括すると、両屯田兵村とも開拓地には和田神社・豊受神社という官制の神社が勧請されていた。勧請することになった経緯として、発起人は政府から派遣されてきた屯田兵幹部だったことに関係がある。神社には

「国家の祭祀」としての機能も求められていた。開拓地で、全屯田兵が官制の神社の前で例祭を行い、敬っていたことから、士族屯田兵村地といえども、かつて藩に仕えた藩士としてではなく、国家の一員となった士族の姿がそこにはあったと考察できる。

それにもかかわらず、根室地域における屯田兵村の特殊な性格が二点ある。まず、一点目として祭神に注目すると、ふたつの神社に共通して祀られたのは食べ物をつかさどる神である豊受大神であった。これは、根室地域にだけみられる特異な傾向であった。

二点目としては、太田兵村に入植した一部の士族の動向として、官制の神社以外に、出身者が集う親睦組織を作り、故郷を偲ぶ神社を勧請したことである。屯田兵村の出身地に注目すると、和田兵村は太田兵村より多様であった。太田兵村は東北・越後地方出身者が特に多い。札幌地域とは異なり、早くから離散者が多かったため、現在は神社の境内や社殿といった形を残していないのも根室地域にだけいえることであった。しかしながら、この二点目の性格は、一部の屯田兵にいえることである。両屯田兵村は濃霧により農耕に適さない土地であり、兵役の現役三年が終わると、

扶助米と塩菜料などの官給品が打ち切られた。そして明治末期になるにつれ、離散するものが相次いでいった。北方領土に近いという地理的条件のため、国防のみを重視されて選ばれた土地であり、開拓という目的には向いていなかった地域であった。つまり、離散率が高かったため、同郷の者が多かった屯田兵の場合は出身藩に精神的支柱を求める組織を作ったが、他の屯田兵は、生活が苦しいため出身藩を偲ぶなにかを築く行動を開拓地で起す状況にはなかつたともいえる。

明治二〇年代の根室地域に入植した屯田兵が出身藩に固執する行動は「個人」の問題となるのではないだろうか。札幌地域の屯田兵は明治八年（一八七五）より入植をしている。まだ明治初期であるとともに、未開拓の土地にある程度団体で入植しているので、同郷が団結し、出身藩に帰属しやすい状況であった。根室地域における屯田兵は、すでに入植者が存在した土地に入植し、その入植者の出身地は多様であった。出身地に帰属した東北・越後地方出身者も存在したが、彼らの行動は、屯田兵となった旧会津藩士にみられる戊辰戦争の汚名をはらすような反骨精神の表われではなく、個人的な行動であったのである。さらに、根室地域に入植し

た屯田兵の内、故郷に帰属するという行動様式は、東北・越後地方出身者に特有の行動であることも銘記すべきである。

最後に、旧米沢藩士及び上杉神社と札幌地域に入植した旧会津藩士及び土津神社の関係を比較すると、旧会津藩士は江戸時代初期から藩内に鎮座していた土津神社を勧請した。一方、上杉神社は、神仏分離令などの明治政府の諸政策の影響で、明治四年（一八七一）に創建されたものである。明治二〇年代に旧米沢藩士が故郷を偲ぶものとして上杉神社を勧請したということは事実であるが、たまたま故郷を表す象徴が「神社」だったのではないか。それは、上杉神社という形がなかったら、故郷に帰属するものとして何を新天地となる屯田兵村に持ち込んでいたのかという疑問につながる。藩祖を祀るものを持ちこんでいたのであるうか。つまり、明治期に創立した上杉神社と旧米沢藩士の行動からみえる「藩への帰属意識」は、無意識的に実は「故郷への帰属意識」と変化したのではないか。

この論を更に明確にするために、士族屯田と、士族として藩に仕えていなかった人々が多く入植した平民屯田とでは、屯田兵村と神社の関係がどのように違っていたかを比較・検討する必要がある。この考察は今後の課題としたい。

注

- (1) 遠藤由紀子「旧会津藩士における神社の研究―琴似兵村と江別兵村の比較から―」『昭和女子大学大学院生活機構研究科紀要』第一五号 二〇〇六年 三二―四三ページ。
- (2) 前掲書(1)三四―三七ページ。
- (3) 伊藤廣『屯田兵村の百年』上巻 北海道新聞社 一九七九年九ページ。
- (4) 杉浦讓全集刊行会編『杉浦讓全集』第四卷 杉浦讓全集刊行会 一九七八年 二四六ページ。
- (5) 前掲書(4)二三六―二三八ページ。
- (6) 榎本守恵『北海道開拓精神の形成』雄山閣 一九七六年一九ページ。
- (7) 明治二三年(一八九〇)以前にその応募を志願する農民や商人が士族籍を買い求めていた事例があり、士族屯田として入植した屯田兵がすべて士族であったわけではないが建前として「士族屯田」と呼んでいる。
- (8) 伊藤康晴「明治中・後期北海道移住の一試論」『移住と移民の歴史展』鳥取市歴史博物館 二〇〇三年 七ページ。
- (9) 根室市編『和田屯田開基百年記念誌』根室市役所総務部 一九八六年 四二ページ。
- (10) 伊藤初太郎『和田村誌』文洋堂 一九三八年 三二二ページ。
- (11) 石岡隆彬編『屯田百年史』太田屯田開基百年記念協賛会 一九九一年 四一ページ。
- (12) 屯田兵村の村名に人名が付いた村は、根室地域の「和田兵村」「太田兵村」、そして旭川地域に形成された「永山兵村」(永山武四郎に因む)の三村のみであり、全三七兵村のなかで特異な屯田兵村名である。他の屯田兵村は、アイヌが使用していた地名をそのまま漢字にあてはめ、村名とした例が多い。
- (13) 北海道神社庁編『北海道神社庁誌』北海道神社庁 一九九九年 七二四ページ。
- (14) 高倉新一郎監修 渡辺茂編『根室市史』下巻 根室市 一九六八年 七八六ページ。
- (15) 前掲書(13)七一―七二ページ。
- (16) 高嶋弘志「本庄孝長『要旨筆記』―兵村解体期の太田村―」『釧路公立大学紀要』第八号 一九九六年 四二―四三ページ。
- (17) 鎌田東二編『神道用語の基礎知識』角川選書 一九九九年 二六ページ。
- (18) 神宮司庁編『お伊勢まいり』伊勢神宮崇敬会 二〇〇一年 九ページ。
- (19) 上原徹三郎『北海道屯田兵制度』三秀舎 一九一四年、一九七三年復刻 二二三―二二四ページ。
- (20) 根室市編『和田屯田開基百年記念誌』根室市役所総務部 一九八六年 五三ページ。
- (21) 高嶋弘志「本庄孝長『要旨之覚』―日露戦争と太田村―」

- 『釧路公立大学紀要』第七号 一九九五年 三九ページ。
- (22) 前掲書 (9) 五三ページ。
- (23) 前掲書 (10) 三七ページ。
- (24) 現在の室蘭市に位置する輪西には、明治二〇年(一八八六)・明治三二年(一八八七)に屯田兵村が形成された。太平洋に面しているこの地も国防目的のために土地が選定された場所である。士族籍限定の屯田兵村である。
- (25) 根室市編『和田屯田開基百年記念誌』根室市役所総務部 一九八六年 一二ページ。
- (26) 例えば、本庄孝長の『孝長日誌』(北海道立文書館所蔵 一八八五年)に例祭の記録がみられる。
- (27) 山形県編『山形県史』第四卷 高橋書店 一九八三年 一七〇～一七五ページ。
- (28) 高嶋弘志「本庄孝長『要旨筆記』―兵村解体期の太田村―」『釧路公立大学紀要』第八号 一九九六年 四三ページ。
- (29) 石岡隆彬編『屯田百年史』太田屯田開基百年記念協賛会 一九九一年 二二三～二三四ページ。
- (30) 「戸沢」は新庄藩の藩主の名字である。戸沢氏は、平氏支流で陸奥国磐手郡滴石の戸沢(現岩手県岩手郡雫石町)に居住していたことから地名を家号とした。平貞盛の八世の孫、衡盛を戸沢の初代とし、正良まで二六代続く六万八二〇〇石の大名であった(前掲書〔25〕二三〇ページ)。
- (31) 前掲書 (28) 四四ページ。
- (32) 高嶋弘志「厚岸柿崎家文書の紹介」『釧路公立大学紀要』第四号 一九九二年 九ページ。
- (33) 前掲書 (32) 一〇ページ。
- (34) 前掲書 (3) 二七九～二九六ページ。
- (35) 前掲書 (27) 一五七ページ。
- (36) 前掲書 (28) 四三ページ。
- (37) 明治三三年(一八九〇)に山形県鮎貝から太田兵村に入植した。本庄家は、鎌倉時代に地頭として越後国小泉本庄(現新潟県村上市)に土着し、国人に成長し、本庄繁長は上杉謙信に従って各地に転戦した。上杉家の会津転封に際しては福島城代を勤め、米沢移封後は鮎貝御役屋将(城代)として廃藩まで勤めていた(高嶋弘志「太田屯田兵の日記『孝長日誌』の紹介と解説」『釧路公立大学紀要』第六号 一九九四年 二五ページ)。孝長は太田兵村で唯一日記を残した人物である。その日記とは、『孝長日誌』(明治二四年九月～翌年六月)、『要旨之覚』(明治三七年一月～同年一〇月)、『要旨筆記』(明治三九年～四〇年一〇月)である。太田兵村に関する史料が乏しいなか、その実態を伝える貴重な史料である。この史料は、高嶋弘志氏により翻刻され、原資料は北海道立文書館に保管されている。
- (38) 前掲書 (28) 四三ページ
- (39) 上杉神社の昭和期における歴史は、太田屯田開拓記念館に奉

職し、本庄家を継いでいる本庄良子氏からの聞き取りによるものである。

〔付記〕

本稿を作成するにあたり、現地調査で根室市歴史と自然の資料館学芸員猪熊樹人氏、厚岸町太田屯田開拓記念館本庄良子氏には大変お世話になりました。また、昭和女子大学の田畑久夫先生、渡辺伸夫先生に御指導頂きました。この場を借りて御礼申し上げます。

尚、本稿は平成十七年十二月十日に開催された昭和女子大学第十六回文化史学会（於 昭和女子大学）において口頭研究発表「土族屯田の入植地における神社の研究―根室地域を例として―」を行ったものに、加筆・修正したものである。